

仕 様 書

1. 件 名

令和 8 年度 燃料電池電源ユニット売払

2. 概 要

本仕様書により、以下燃料電池電源ユニットを売払する。

3. 売払物件

品名、数量及び規格等は下記のとおりである。

物件写真は、（別紙 1）のとおり。

品 名	数量	規 格	摘 要
燃料電池電源 ユニット	1 式	・ 製作者 (株) 三井 E&S ・ 基本仕様及び主な性能 最大発電容量：80kW 高圧水素燃料タンクの圧力：70MPa（ゲージ圧） 高圧水素燃料タンクの容量：70 kg-H₂ 以上 稼働日当たりの充填量：45kg (70MPa, 15℃) 以上 使用水素ガス純度：ISO 14687-2：2012 (Type 1, Grade D) 外形寸法：L：約 5,740 mm W：約 2,570 mm H：約 2,800 mm (台板、排気フード除く) ・ その他 FCPP ガード、梯子等の RTG 改造部品を含む	水素タンクを 1MPa 未満に脱圧しているため、タンクの変形の可能性がある。使用にはタンクシステムの交換及びメンテナンスが必要。

4. 売払物件の保管場所及び引渡場所

京浜港湾事務所構内 神奈川県横浜市神奈川区山内町 1－3

詳細場所は、（別紙 2）のとおり。

5. 売払代金の納入方法

売払代金は、当局が発行する納入告知書により、指定金融機関に全額納入するもの

とする。

6. 売払物件の引渡

売払金完納の日から起算して20日以内に当局係官に当該売払代金の領収書を提示し、引渡をおこなうものとする。

なお、引渡の際、買受人は受領書を提出しなければならない。

7. 売払物件の引取

- (1) 買受人は、引渡を受けた日から起算して14日以内に売払物件を引渡場所から引取るものとし、当局係官の指示に従い誠実におこなうものである。
- (2) 引取に必要とする労力、機械等は全て買受人負担でおこなうものとする。
- (3) 引取作業にあたっては、事前に当局係官と日程調整をおこなうものとし、また周辺施設に損傷を与えないよう十分に注意して撤去をおこなうものとする。
なお、損傷を与えた場合には、買受人の負担により原状回復するものとする。
- (4) 引取作業の終了後は、置場内を清掃し各種の残屑物を処分するものとする。
- (5) この仕様書に記載なき事項でも、付帯的に当然行わなければならない事項は買受人の負担でおこなうものとする。

8. 売払物件の瑕疵等

当該物件は現状のまま売払うものであり、隠れた瑕疵があっても当局はその責任を負わないものとする。

9. 提出物

引取作業の工程写真について、作業着工前、作業中及び作業完了後の各状況を撮影したものを1部提出するものとする。(カラープリントでも可とする。)

10. その他

- (1) 本売払物件によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することをしてはならない。
- (2) 本売払物件に関する図面等の技術資料については提供しないものとする。
- (3) 上記以外について、疑義が生じたときは、当局係官の指示によるものとする。

以 上

燃料電池電源ユニット 一式



売払物件の保管場所及び引渡場所

通行可能車両は以下のとおり

- ・ラフタークレーン（規格：50t）
- ・低床平車、平車（規格：10t）



国土地理院地図を加工して作成